

# 指定廃棄物・8000 Bq/kg以下の廃棄物の処理

平成23年7月、福島県から出荷された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。県では、原発事故発生以降に収集された稲わらの調査を行ったところ、暫定許容値を上回る放射性セシウムが検出されたため、稲わらの給与自粛と肥育牛の出荷自粛の要請を行うこととした。

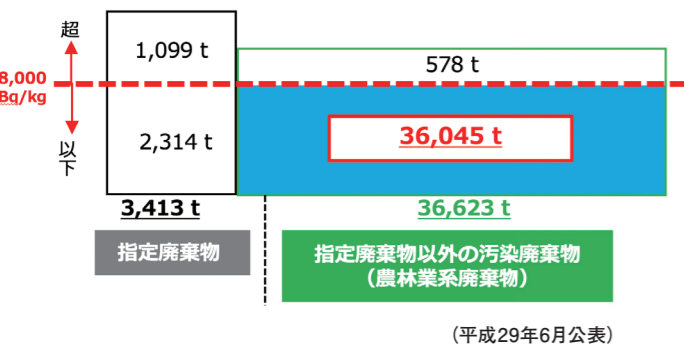
平成23年8月に公布された「放射性物質汚染対処特措法」では、8000 Bq/kgを超える国指定の廃棄物は「指定廃棄物」として国が、それ以外の物は「一般廃棄物」として市町村が処理するものとされたものの、国は、平成24年3月に「指定廃棄物の今後の処理の方針について」を示し、指定廃棄物の保管状況が逼迫している都道府県においては、必要な指定廃棄物の最終処分場の確保を目指すこととした。

宮城県内では汚染稲わらが誤って家畜に給与されることがないように「稲わら一時保管庫」を設置し、保管を支援してきたが、国の方針を受け、平成24年10月に、第1回「宮城県指定廃棄物等処理促進市町村長会議」（以下「市

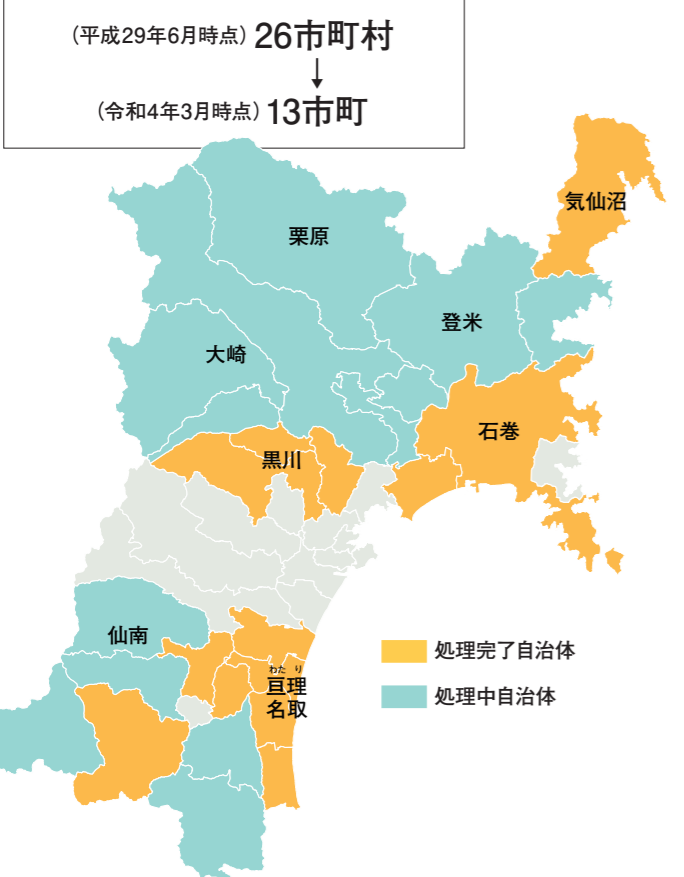
町村長会議）を開催し、最終処分場を県内1か所に設置することで合意した。その後、国主導でも検討が重ねられ、平成25年11月に最終処分場の選定手法について合意、平成26年1月に環境省から県内3か所の最終処分場候補地が挙げられた。環境省は平成26年10月に現地調査に入ったが、平成27年8月の詳細調査は住民の強い反対に遭い実施できず、平成27年12月には3市町がそろう候補地返上を表明。指定廃棄物処理に関する議論の継続は困難となった。

国による処理の見通しが立たない中、平成28年3月、県と全市町村は8000 Bq/kg以下の廃棄物の処理を優先することと合意。これを受け、県は同年6月から10月まで処理対象となる廃棄物の量と放射能濃度の調査を実施し、11月に処理方針（案）を提案した。平成29年7月、県と市町村は自圏域内処理で合意、平成30年3月からは仙南、黒川、石巻、大崎の4圏域において試験焼却が実施された。その後、仙南、石巻、大崎圏域での本焼却や、その他の地域での農林地還元により、汚染廃棄物の処理が進められてきたが、震災発生後10年以上を経た令和4年3月時点でも、一部市町では、住民との間で処理に関する十分な合意は得られておらず、最終的な見通しは立っていない。

## 福島第一原子力発電所事故の影響で汚染された廃棄物の内訳 (総量40,036t)



## 農林業系廃棄物を保管する市町村数



出典：宮城県環境生活部放射性物質汚染廃棄物対策室

H30		H29		H28		H27		年
11	3	7	11	6	3	12	8	10
12	20	15	3	27	19	13	28	8
① 石巻圏域で本焼却開始 (以降、仙南、大崎圏域でも順次実施)		① 仙南圏域で試験焼却開始 (以降、黒川、石巻、大崎圏域でも順次実施)		① 自圏域内処理に合意 (第14回市町村長会議)		① 県が8000 Bq/kg以下の保管量・放射能濃度調査を開始 (10月)		① 県が8000 Bq/kg以下の保管量・放射能濃度調査を開始 (10月)
① 環境省が3候補地で現地調査 (地表地質踏査) を開始		① 環境省が3候補地で詳細調査を同時に試みるが、住民の反対により実施できず		① 環境省が現地調査の年内実施を断念、3市町がそろう候補地返上を表明 (第8回市町村長会議)		① 環境省が詳細調査の実施について知事に市町村の意見取りまとめを依頼 (第6回市町村長会議)		① 知事が市町村の意見を取りまとめ環境省に詳細調査の実施を要請 (第7回市町村長会議)

## 稲わら一時保管庫設置状況

区分	H23年度	H24年度	H29年度	計
大河原	3	1		4
大崎	23	9	1	33
栗原	3	10		13
と登米	30	9		39
石巻	5	0		5
合計	64	29	1	94

出典：東日本大震災～復旧・復興に係る宮城県農林水産部対応の記録 (宮城県) (単位：棟数)

H26		H25		H24		H23		年
8	7	5	1	11	10	8	3	7
4	25	26	20	11	25	10	30	8
① 環境省が詳細調査の候補地を3か所公表 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳) (第5回市町村長会議)		① 環境省、県、3候補地市町村による5者会議を開催 (6月まで4回)		① 「放射性物質汚染対処特措法」に基づく基本方針が閣議決定		① 国が「指定廃棄物の今後の処理の方針について」を公表		① 福島県から出荷された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出
① 環境省が詳細調査の実施について知事に市町村の意見取りまとめを依頼 (第6回市町村長会議)		① 環境省が詳細調査の候補地を3か所公表 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳) (第5回市町村長会議)		① 「放射性物質汚染対処特措法」に基づく基本方針が閣議決定		① 国が「指定廃棄物の今後の処理の方針について」を公表		① 県内3か所調査の結果稲わらから暫定許容値を上回る放射性セシウムを検出
① 知事が市町村の意見を取りまとめ環境省に詳細調査の実施を要請 (第7回市町村長会議)		① 環境省が詳細調査の実施について知事に市町村の意見取りまとめを依頼 (第6回市町村長会議)		① 環境省が詳細調査の候補地を3か所公表 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳) (第5回市町村長会議)		① 「放射性物質汚染対処特措法」の公布・一部施行		① 汚染稲わらの給与と汚染稲わらを給与した肥育牛の出荷自粛を要請
① 環境省が3候補地で現地調査 (地表地質踏査) を開始		① 環境省が3候補地で詳細調査を同時に試みるが、住民の反対により実施できず		① 環境省が現地調査の年内実施を断念、3市町がそろう候補地返上を表明 (第8回市町村長会議)		① 環境省が詳細調査の実施について知事に市町村の意見取りまとめを依頼 (第6回市町村長会議)		① 稲わらの給与自粛と肥育牛の出荷自粛の要請を行うこととした。



環境放射線等対策くりはら市民会議 (平成24年2月)



稲わら保管ハウス (栗原市)

# 何が起っていたのか

## 暫定許容値を上回る数値

平成23年7月～12月

### 稲わらの放射性物質検査と給与自粛要請

平成23年7月、福島県から東京都に出荷された牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された。原因は原発事故発生後に宮城県から収集された稲わらを給与していたこととされたため、県では急ぎ、原発事故発生以降に収集された稲わらの放射性物質の調査を行った。その結果、調査した3点から暫定許容値を上回る放射性セシウムが検出され、県では原発事故発生後に収集された稲わらについて、肥育牛、乳用牛への給与の自粛と稲わらを給与した肥育牛の出荷自粛要請を行った。また、一刻も早い肥育牛の出荷制限解除に向け、県は肥育農家の全戸検査を行い、汚染稲わらの給与状況を調査した。

### 畜産課職員

「それまでは牧草が専ら検査の対象だったんですけど、稲わらが7月になって突然出てきて、調べてみるとかなり濃度が高かったんですね。牧草の比ではなかったんですよ」

### 東部家畜保健衛生所職員

「肥育農家の方を全て実際に訪問して確認しました。その後は繁殖農家とか酪農家を全て。獣医師や畜産技術職員と役場、農協さんにセットになってもらって、全戸巡回して回りました。全然食べさせなかった農家、敷料にだけ使っていた農家、食べさせた農家というように時期と汚染濃度で区切って、食べさせな

かった所は8月から、敷料にだけ使っていた所が9月から、濃度の薄いものを使っていた所は10月からというように解除して12月までには全部の農家が出荷できるようになりました」

## 汚染物保管への抵抗の中で

平成23年9月～平成24年末

### 汚染稲わらの一時保管場所の確保・設置

宮城県は米の副産物である稲わらの生産量が全国でもトップクラスであり、県外にも出荷していた。県では、汚染稲わらが誤って飼料として給与されることを防ぎ、県内畜産業の風評被害を払拭するため、関係市町の協力を得ながら、汚染稲わらの飛散防止措置(ラップフィルムによる汚染稲わらの被覆を行い、一時保管場所の確保と設置を現場が一体となって進めた。そうした中で登米市は、一度汚染物としてのレッテルを張られた稲わらを保管することへの住民や生産者の抵抗が強かったため、自ら事業実施主体として一時保管施設の設置を実施した。

### 畜産課職員

「登米市はもともと肥育牛も県内で一番多いですし、水田地帯ですから結果的に汚染稲わらが市町村別に見ると一番多いんです。でも率先して、市有地あるいは保有している農家の土地を借りて、合併前の旧市町村単位に稲わらの保管施設を、住民説明会を何度も繰り返しやりながら、作っていました」

「1回の説明会で、『分かりました。協力し

の候補地を3箇所(栗原市深山嶽、大和町下原加美町代岳)公表した。

### 循環型社会推進課職員

「平成24年3月に環境省の方から『指定廃棄物の今後の処理の方針について』という処理方針が出されました。その中で、『指定廃棄物は国の責任で処理します』と公表しております。それを受けて、1回目の市町村長会議を県主催で開催し、そこで『国の方針に従って、県内でも処分場1か所を作りましょう』というところで合意を得て進んできました」

「それまでは、淡々と手順を踏んでやってきたんですけど、3候補地が出てからは、マスコミの方にも取り上げられるようになりました。たし、我が事で捉える方が多くなりました。実際にその3市町の住民の方からも『なんだ』って話が当然出てきましたので。そこからは大変難しくなっていました」

## 知事が市町村の意見をとりまとめるも…

平成26年5月～平成27年8月

### 環境省が候補地の詳細調査へ

3候補地の住民から反対の声が強まり、会議の調整もままならなくなる中、知事の命により、県が市町村と国の仲立ちをすべく、平成26年5月から、環境省、県、3候補地市町村による5者会議を開催した。会議は4回開催されたが、議論は平行線をたどり、7月からは再び市町村長会議に議論の場を戻した。当会議には環境大臣が出席し、知事に市町村の意見の取りまとめを依頼。それを受け、8月、県が主催した第7回市町村長会議で国の詳細調査を受けることを市町村長の総意として取りまとめた。しかし、10

ます」とはならず、『作らないでほしい、なんで作らなくちゃいけないのか』から始まって。『バラバラに保管するよりも、1か所にまとめてきちんと保管したほうが安心です』と、とにかく説明を繰り返して、了解を得られた所から設置していきました」

### 東部家畜保健衛生所職員

「稲わらが自分の牛舎の横に、大量に積まれているわけです。あの頃はわらが見ると全部危ないんじゃないかって感覚でしたから、生産者の方にとっては非常にづらい場面だったかなと。牛が出荷できないとかいう部分だけじゃなくて、周りから汚染物を集めて自分の家の近くに置いてある人というイメージまで持たれてしまいました」

## 「フェニチン」への影響も

平成23年～平成25年

### 長引く汚染稲わらの保管期間

平成23年8月に公布された「放射性物質汚染対処特措法」では、8000Bq/kgを超え、国が指定した廃棄物は「指定廃棄物」として国が、それ以外の物は「一般廃棄物」として市町村が処理するものとされている。国は、平成24年3月に「指定廃棄物の今後の処理の方針について」を示し、指定廃棄物の保管状況が逼迫している都道府県においては、必要な指定廃棄物の最終処分場等を確保することを目指すとした。

一般廃棄物(汚染稲わら含む)は既存の焼却施設を活用することが基本方針とされたが、健康への不安から住民の理解が得られないとして、市町村の焼却施設への受入れは実施されなかった。この結果、多くの稲わら等が農家の私有地での保管を継続されることとなった。

平成27年12月に国主催で開かれた第8回市町村長会議では、3市町がそろって候補地の返上を表明。指定廃棄物の最終処分場建設に関する議論の継続が困難となった。翌平成28年3月、県主催で開かれた第9回市町村長会議では、一向に進まない指定廃棄物の処理に関しては一旦棚上げし、8000Bq/kg以下の一般廃棄物の処理を優先することを知事が提案し、県内の市町村長の合意を得た。

### 循環型社会推進課職員

「候補地になった市町村長の中には、建設は反対だけれど、市町村長会議での議論を尊重し、調査だけは受け入れる、とおっしゃってくださった方もいましたが、『もう我慢できない』と。結局3市町ともに『もう詳細調査に入ることも認めない、候補地自体を返上する』ということをおっしゃったのが、12月の会議です」

「全く進む見込みが立たなかったので知事の方から提案をして、『現地調査自体は当面見合わせてくれと環境省の方に申し入れるからその間に今まで議論していなかった8000Bq/kg以下の処理を進めることを考えましょう』という提案をして、市町村長に了承してもらいました。指定廃棄物については、議論はそのときで止まっています」

## いつ持っていくんだ?

平成28年6月～11月

### 汚染廃棄物調査と処理方針の策定

8000Bq/kg以下の一般廃棄物の処理を優先することで合意が得られたため、県では平成28年6月からおよそ4か月をかけ、県内1200か所以上の汚染廃棄物の保管量・放射能濃

指定廃棄物に該当する、または指定廃棄物相当(未指定廃棄物とされている稲わらの多くは「稲わら一時保管庫」を設置し保管した。設置当初、保管期間は2年間と住民に説明してきたが、指定廃棄物の処分場、処理方法が決まらず、期間を延長せざるを得ない事態となった。

### 東部家畜保健衛生所職員

「最後まで保管場所が決まらない地域もありました。なんとかここに置かせてくれという方と、反対される住民との間で、今までも互いにうまくやってこられた方たちが、口もきけないような間柄になる状況を見たのは、非常につらかったです」

### 畜産課職員

「当初は保管から2年後に処理する予定だったものが、再延長という話になって、住民説明会が始まりました。いつまで保管しておくのかという質問には当然答えられない。お願いますということだけでした」

## 指定廃棄物の処理へ向けて

平成24年10月～平成26年1月

### 市町村長会議の開催

汚染稲わらの保管期間が長期化する中、県は「指定廃棄物の今後の処理の方針について」の公表を受け、指定廃棄物の処理に向けた共通理解を醸成するため、平成24年10月、第1回市町村長会議を開催し、最終処分場を県内1か所に設置することで合意を得た。その後会議を重ねるも、最終処分場の候補地に関しては意見がまとまらず、およそ1年後の平成25年11月、第4回会議でようやく宮城県における最終処分場候補地の選定手法について合意。これを受け、翌平成26年1月の第5回会議で環境省が詳細調査

度調査を開始した。この調査結果を受け、県は同年11月、県主催の市町村長会議において、8000Bq/kg以下の処理方針案を提案した。

### 循環型社会推進課職員

「県が『8000Bq/kg以下の議論をしましょう』と言ったときに、市町村長の皆さんから『県で音頭を取り、方針を示してくれ』という要望を頂いたので、『まずは県で実態を把握したい』ということで、調査をしたんです。当時、私は班長でしたが『ざっと千数百箇所以上ありますけどどうするんですか?』『できるわけありません』と上司に言ったんです。そうしたら、みるみるうちに人が増えて、班員が16人くらいになりました」

「実際外に出て現地を確認するのが8人。北海道庁から応援に来ていただいた方を中心に、測定する業者さんと施行主の県の職員が立ち会って、市町村も立ち会う感じで3者が一緒にになりながら、1200～1300か所くらいを3か月間くらいで回った記憶があります。保管農家に確認に行けば、まず言われるのが『いつ持っていくんだ?』という話です」

## 困難だった県内一斉焼却

平成28年11月～平成29年7月

### 自区域内処理の合意へ

平成28年11月に県が公表した処理方針案の骨子は、「県内全ての自治体が協力して、通常の一般ごみとの『混焼』で広域処理を行う」というものであった。しかし、12月の市町村長会議では、焼却を受け入れられない自治体が複数あり、堆肥化やすき込みの方法を検討する期間を半年間設けることとなった。平成29年7月の県主催第14回市町村長会議において、各圏域で方針を決

めて処理を進めていくことで合意した。

### 循環型社会推進課職員

「各市町の担当の方からお話を伺いますと、実際に焼却場の余力がない。どの廃棄物処理施設もそうですが、やはり処分量がギリギリで、しかも老朽化が進んでいて物理的に難しいという施設もありました。それ以外にも、地域の方の理解を得ることが難しいと判断していた市町が多かったです」

「県内の圏域は複数あるんですけども、汚染廃棄物がなかったところ、既に処理を終えたところ、処理が全然進んでないところの三つに圏域は分かれてきたんです。我々の方では悩んでいるところに対して処理方法のメリック・デメリットをお伝えし、一つ一つの事情の掘り下げをやっていました」

### 放射性物質汚染廃棄物対策室職員

「最初は一斉焼却という方針案でしたが、それがなかなか難しいということで『農林地還元でもOKだし、焼けるところは焼いても大丈夫です』と。その代わり県全体としては、『汚染廃棄物を持ってない市町村は持っている市町村の家庭ごみを引き受けて助けてもらう』とあって、合意したのが29年7月です」

## いまだ解決していない処理問題

平成29年7月～現在

### 試験焼却開始へ

平成29年7月の合意後も各圏域では市町村間での調整が続いた。同年12月に知事と焼却予定4圏域の管理者との合意が開かれ、ここで正式に4圏域での焼却処分を公表。平成30年3月から仙南、黒川、石巻、大崎の4圏域において試

験焼却が実施された。その後、仙南、石巻、大崎圏域での本焼却や、その他の地域での農林地還元により、汚染廃棄物の処理が進められてきたが、震災後10年以上を経た現在も一部市町では、住民との間で処理に関する合意が得られず、最終的な見直しは立っていない状況にある。

### 放射性物質汚染廃棄物対策室職員

「焼却する方向でやりましょう」と合意した後に「誰がいつ燃やすのか、もう1回集まって話をしたい」という要望があった。平成29年の12月に知事と焼却予定4圏域の管理者との合意を経て、正式に発表しました。そこに至るまで、市町村の方々は住民説明会を開催したり、区長さんの所に行ってお話をしたり、何回も何回も説明を繰り返してようやく合意形成に至ったということで、市町村の方々も大変御苦労されたと思っております」

「複数の町で構成されている圏域では全ての構成町の合意形成が必要であり、過半数が焼却賛成と言えは焼却開始になるというものはありません。『焼却反対』という住民の不安の声が強い市町村のことを考えると、簡単に『うちの町は焼却賛成』とは言えない、という町もありました。なかなか一歩進めない事情が圏域ごとであり、そこに入って調整していくということをやりました。最終的に方針が決まってから試験焼却に至るまでは1年越えてしまいました」

「ある市は『堆肥化で全て処理する』という話をしていたんですけど、堆肥化施設を設置する場所が決まっていけない。ある町もすき込みをしたんですけど、住民の反対を受けて処理できていない。また踏み出せていない市町があり、最終的に3万6000tがいつ終わるのかは現状見通せないと考えています」

「北海道庁から応援職員を頂いたんですね。環境生活部専門の事務職員の方で、ものすごく知識があって、廃棄物処理から環境測定まで、ほぼその方に任せていたんで、非常に助かりました。今でも他所からきている派遣の方がいらつしやるので、そういう方からノウハウを教えてもらおうのはすごくためになることだな、と今思います」

### 応援職員から学ぶ

### 循環型社会推進課職員

「北海道庁から応援職員を頂いたんですね。環境生活部専門の事務職員の方で、ものすごく知識があって、廃棄物処理から環境測定まで、ほぼその方に任せていたんで、非常に助かりました。今でも他所からきている派遣の方がいらつしやるので、そういう方からノウハウを教えてもらおうのはすごくためになることだな、と今思います」

### 風評被害から立ち直った

### 東部家畜保健衛生所職員

「当時畜産農家が、地域の中で浮き上がってしまった時期があったんです。稲わらを販売している業者さんたちもですね。その人たちがまた地域の中の畜産物や農産物作りの中心になって活躍されているのを見ると、戻ってこれた良かったなと思います」

### 情報管理と説明責任

### 循環型社会推進課職員

「全市町村、県、環境省、そういうたくさんの方で少しずつ合意形成していくときに、公表前に新聞記事が出て、順番が違うって御破算になることが多々あり、情報管理の難しさも感じました。住民説明会で説明をしていく役割も自ら負いましたので、その情報のコントロールと、県民の理解を得ることの難しさをひたすら痛感した時期だったと思います」

「農家の方々が今も継続した直接的な被害者だと思っています。『いつになったらなくなるんだ』というのは今でも言われることです。その方の負担を取り除いて少しでも早く処理を進めるために、現場で直接処理をする市町村の方に対してどんなアドバイスができるか模索しながら今業務をしています」

## 災害対応の経験から学んだこと

### 自粛要請が正解だった

### 畜産課職員

「酪農家さんの所に行ったとき、稲わらを試しに調べたらちよつと高い数字が出たので、『これ食べさせないでください』という話をしました。酪農家さんから『余計なこととして』とすごく怒られたのですが、その後『あのとき、止めてもらえて良かった』と言われたんです。あの判断は正しかったと思います」

### トップの判断と事務方の作業の組み合わせが重要

### 畜産課職員

「事務方として業務をこなしていたんですけど、どうしても放射能のような業務は賛成反対の問題で行き詰まります。最終的には政治判断というのも出てくるので、その政治判断と事務方の業務を組み合わせるのが大変重要なかなと感じました」

### 不安ゆえに時間がかかる業務

### 畜産課職員

「放射能に対するすごい不安があるからこそ当然反対する。自分の近くには置かないでくれ、早く持っていくてくれとなります。放射能は当然見えないですし、知識がなかなかないというのが不安のもとになって、時間がかかるというのが携わってみたいの感想で、それはこちらとしてもどうしようもないなと」

### 個人に負担を押し付けない

### 東部家畜保健衛生所職員

「保管庫を作るときに地区の区長さんに活躍してもらおう場面があるんですけども、そこを前面に出し過ぎちゃうと、2年という約束を守れなかったときに、区長さんにすごい負担のしかかっていきました。あまり個人には負担を負わせてはいけないと思います」

### 繰り返し情報を伝える

### 畜産課職員

「1回だけではなくて、繰り返し情報を伝えることが、不安を少なくしていく、小さくしていくことにつながります。何回か話をする中で逆にこちらの信頼も得ていくというか」

### ひたすら説明するしかない

### 循環型社会推進課

「説得するすべはないですね。ひたすら説明をするんです。技術的な話も入ってくるので一生懸命分かりやすく説明しようとするんですけど、やはりどこまで行っても平行線になってしまう部分は正直あります。元々全員被害者なんです。何Bqとかあんまり関係ないん

### 参照

- 記録誌等
  - ・東日本大震災～宮城県環境生活部の活動記録～（宮城県環境生活部環境生活総務課平成25年7月）
  - ・東日本大震災～宮城県の震災後1年間の災害対応の記録とその検証（宮城県総務部危機対策課平成27年3月）
  - ・東日本大震災～復興に係る宮城県農林水産部の対応記録～第2集平成24～27年度（宮城県農林水産部平成29年9月）
  - ・宮城県ウェブサイト

## 後輩たちへのメッセージ

※所属は本テーマに関する業務に従事した当時のもの

